

## 愛西市介護予防・生活支援サービス等に関する Q&A (平成 28 年 5 月 24 日事業者説明会版)

No	サービス種別等	質問	回答
1	訪問	訪問介護相当サービスと訪問型サービス A の振り分け基準を教えてください。 訪問介護（現行相当）と訪問型サービス A（緩和した基準）の生活援助の違いはどのようになっていますか。	訪問介護相当サービスは、身体介護が必要な方、訪問型サービス A は、身体介護が必要でない方（生活援助のみ）という振り分けになります。援助内容は、介護保険制度における現行の「訪問介護」及び「介護予防訪問介護」における「生活援助」と同じです。
2	訪問	身体介護が必要ない方はすべて訪問型サービス A に移行されるのでしょうか。	身体介護を必要とされていない方は、訪問型サービス A に移行します。
3	訪問	要介護認定で「非該当」と判定された人へのホームヘルパー派遣についての事業はどうなりますか。	平成 29 年 4 月より介護予防・生活支援サービスの訪問型サービスで対応します。（基本チェックリストを行い、事業対象者となった方が利用できます。）
4	訪問	初回加算はどのような時につきますか。	新規の要支援 1・2 と新規の事業対象者には初回加算がつきます。総合事業への移行により要支援 1・2 が事業対象者に対象区分が変わっただけでは、初回加算はつきません。他は、介護保険制度における現行の「訪問介護」及び「介護予防訪問介護」における「初回加算」と同じです。
5	通所	通所介護と介護予防通所介護の場合、定員に総合事業対象の方は、この利用定員に含まれますか。 総合事業の対象者は、通所介護と介護予防通所介護の利用定員に含まれますか。	通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービスとの合算で定員を定めます。通所型サービス A の人数はこの定員に含まれません。

6	通所	通所介護相当サービスにおいて、二次予防事業は廃止で良いか。	二次予防事業（運動器の機能向上事業）は廃止し、通所型サービス A を利用していただきます。
7	通所	通所型サービス A を実施する場合、単価が現行の 8 割のためサービス提供時間の短縮は可能ですか。	通所型サービス A のサービス提供時間は、短縮は可能です。ただし、1 回 2 時間以上のサービスを行ってください。
8	通所	通所型サービス A に関して、市は時間帯の制限をしますか。	時間帯の制限はしません。
9	通所	1 日のデイサービスと半日のデイサービスでは、報酬単位数は変わりますか。	1 日デイサービス・半日のデイサービスともに報酬単位は変わりません。
10	通所	要介護者の利用者と何らかの区別を考えなければ、現状のままでは実施できないと思いますが、よろしいでしょうか。	通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービスとの合算で定員を定めますので、通所型サービス A の定員とは別です。 通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービスと一体的に実施することは可能です。その場合も基準がありますので、「愛西市の通所型サービスの基準」をご確認ください。
11	訪問・通所	総合事業の指定を受けた後、処遇改善加算の届け出は愛西市に提出が必要ですか。（県には届け出済み）	平成 29 年度は、訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスを行うみなし指定（平成 27 年 3 月 31 日までに指定を受けていた事業所）の事業所は所管の福祉相談センターに届け出ること、市への書類の提出は不要となります。平成 27 年 4 月 1 日以降に開設した事業所や訪問型・通所型サービス A の指定を受ける事業所は市への書類（県に提出しているものの複写）の届け出が必要となります。
12	訪問・通所	請求について	現行の介護予防給付と同様に、審査支払に関して国保連合会を利用します。請求にあたっては給付管理票の作成が必要です。

13	訪問・通所	総合事業は、地域密着型ではないということですか。	地域密着型ではありません。愛西市以外の事業所も市の訪問型・通所型サービス A の指定を受けることができます。
14	訪問・通所	愛西市の事業所が他市町村の要支援者を総合事業として受け入れるには、他市町村へ指定申請をして受け入れられると理解して良いですか。	平成 29 年度は、訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスを行うみなし指定（平成 27 年 3 月 31 日までに指定を受けていた事業所）の事業所は、改めて指定申請をする必要はありません。（みなし指定を受けていない事業所は他市町村に指定申請が必要）他市町村の緩和した基準によるサービスを提供する場合は、それぞれの市町村に申請が必要なため、問い合わせをしてください。